

# 特別養護老人ホーム大野和光園

## 介護老人福祉施設

### 【料金表】

平成27年8月1日より

## 従来型

### 1. 介護保険一部負担額

(介護保険負担割合証に2割の記載がある方につきましては、下記金額に2を乗じた金額となります)

#### 【基本部分】(1日あたり)

	多床室/従来型個室
要介護1	547円
要介護2	614円
要介護3	682円
要介護4	749円
要介護5	814円

#### 【加算】

日常生活継続支援加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の(1)から(3)までのいずれかを満たす場合に加算します。</li> <li>(1) 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が70%以上であること。</li> <li>(2) 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が65%以上であること。</li> <li>(3) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の15%以上であること。</li> <li>・入所者の数が6又はその端数を増す毎に、介護福祉士を1以上配置していること。</li> </ul>	36円 /日
看護体制加算(Ⅰ)	入所定員が30人又は51人以上の事業所で、常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算します。	4円 /日
看護体制加算(Ⅱ)	入所定員が30人又は51人以上の事業所で、基準を上回る看護職員の配置と、施設から医療機関等への24時間連絡体制が確保されている場合に加算します。	8円 /日
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	入所定員が30人又は51人以上の事業所で、夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合に加算します。	13円 /日

個別機能訓練加算	専従の機能訓練指導員を1名以上（入所者100人につき）配置し、看護・介護職員等と共同して個別の機能訓練計画を作成・実施している場合に加算します。	12円 /日
若年性認知症入所者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めている場合に加算します。	120円 /日
退所前訪問相談援助加算	退所に先立って、介護支援専門員、生活相談員等が居宅を訪問し入所者・家族等に退所後のサービス利用について相談援助を行った場合、入所中1回（入所後早期に相談援助の必要がある場合は2回）を限度として算定します。	460円 /回
退所後訪問相談援助加算	退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者・家族等に相談援助を行った場合、退所後1回を限度として算定します。	460円 /回
退所時相談援助加算	次の場合に加算します。 ・退所時に、入所者・家族等に対し、退所後のサービス利用についての相談援助を行った場合。 ・退所日から2週間以内に、市区町村・老人介護支援センター等に対し、介護状況を文書により提供した場合。	1人につき1回を限度 400円 /回
退所前連携加算	退所に先立って、入所者が希望する居宅介護支援事業者へ、退所後のサービス利用について文書による情報を提供し、連携して調整を行った場合に加算します。	1人につき1回を限度 500円 /回
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行い、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成している場合に加算します。	30円 /月

口腔衛生管理加算	口腔衛生管理体制加算を算定している場合であって、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月4回以上行った場合に加算します。	110円 /月
療養食加算	医師の発行する食事せんに基づき、入所者の年齢、心身状況によって適切な内容の療養食を提供した場合に加算します。	18円 /日
在宅復帰支援機能加算	以下の場合に加算します。 ・6ヶ月間の退所者総数のうち、在宅介護を受けている者の割合が20%を超えること。 ・退所日から30日以内に従業者が居宅を訪問、又は居宅介護支援事業者からの情報提供を受け、退所者の在宅生活が1月以上継続する見込みであることを確認・記録していること。	10円 /日
在宅・入所相互利用加算	複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間(入所期間が3月を超えるときは、3月を限度とする。)を定めて、当該施設の居室を計画的に利用している方の場合に加算します。	40円 /日
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	以下の要件をすべて満たす場合、加算します。 ・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者・入居者の1/2以上であること。 ・認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、職員間での留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に行っていること。	3円 /日
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	以下の要件をすべて満たす場合、加算します。 ・認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置していること。 ・介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。	4円 /日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められた利用者について、緊急に介護福祉施設サービスを行った場合に加算します。 ※入所日から起算して7日を算定の限度とします。	200円 /日
栄養マネジメント加算	常勤の管理栄養士を1名以上配置し、医師、歯科医師、管理栄養士等が共同して、個別の栄養ケア計画を作成・実施している場合に加算します。	14円 /日
外泊時費用	病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として加算します。	246円 /日

初期加算	入所日から起算して30日間加算します。	30円 /日
経口移行加算	経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合に加算します。	28円 /日
経口維持加算（Ⅰ）	現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合、1月につき算定します。	400円 /月
経口維持加算（Ⅱ）	当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算（Ⅰ）において行う食事の観察及び会議等に、医師（人員基準に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算（Ⅰ）に加えて、1月につき算定します。	100円 /月
看取り介護加算	以下の要件を満たす場合、死亡日以前30日以下において加算します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。</li> <li>・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。</li> <li>・看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。</li> </ul>	死亡日以前4日以上30日以下
		死亡日以前2日又は3日
		死亡日
		144円 /日
		680円 /日
		1,280円 /日

<p>介護職員処遇改善加算 (I)</p>	<p>以下の要件を満たす場合に加算します。</p> <p>① 賃金改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>② ①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>④ 事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>⑧ 平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。</p>	<p>所定料金に5.9% を乗じた料金 /月</p>
---------------------------	---	--------------------------------

## 2. 実費利用料（介護保険対象外）

### ①食費

朝食	230円
昼食	580円
夕食	570円

### ②居住費（1日あたり）

多床室	840円
従来型個室	1,150円

### ③その他料金

理美容費（専門業者による）	実費
ハイキング、旅行等にかかる費用	実費
特別な食事にかかる費用	実費
貴重品管理	実費
医療消耗品および感染症予防接種	実費
複写物	30円 / 枚

①、②について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。